

平成 17 年度

要 覽



栃木県総合教育センター



目 次

1 沿革	1	(4) 調査研究事業	18
2 条例・規則・要綱	2	(5) 教育相談事業	20
(1) 栃木県総合教育センター条例	2	(6) 幼児教育充実推進事業	20
(2) 栃木県総合教育センター 管理規則	3	(7) 資料・情報の収集提供事業	22
(3) 栃木県公立学校教員研修要綱	7	(8) 研究・学習活動援助事業	22
3 組織及び部の主要業務	10	(9) 教育充実振興事業	23
4 事業	11	5 職員等一覧	25
(1) 研修事業	11	6 事務分掌	26
(2) 学習機会提供	17	7 予算概要	29
(3) 学習相談・情報提供	17	8 施設の概要	30
		9 主な施設・設備	

1 沿革

- 昭和61年2月 「とちぎ新時代創造計画」を策定。生涯学習の情報提供・学習提供機関の整備、及び教職員の研修を行う情報処理教育センターの整備構想が盛り込まれる。
- 昭和63年6月 「総合教育センター（仮称）整備検討委員会」を設置。情報提供・学習相談機関・情報処理教育センターの整備について検討を始める。
- 昭和63年12月 整備基本構想策定。教職員研修と生涯学習推進機能を併せもつ施設として、新たに宇都宮市瓦谷町地内（中央青年の家跡地及び農業試験場農場）に整備することに決定する。
- 平成元年4月 「総合教育センター（仮称）整備検討委員会」を設置
- 平成元年9月 整備基本計画策定
- 平成元年11月 建築設計業務委託
- 平成2年1月 外構工事設計業務委託
- 平成2年11月 敷地造成工事着工
- 平成2年12月 管理研修棟建築工事着工
- 平成3年3月 主要実験実習機器の機種選定
- 平成3年6月 学習情報提供システム設計業務委託
- 平成3年9月 体育館建築工事及び外構工事着工
- 平成4年6月 「栃木県総合教育センター条例」制定
- 平成4年7月 建築工事竣工
- 平成4年9月 「栃木県総合教育センター管理規則」制定
1課4部制 管理課、生涯学習部、義務教育部、高校教育部、特殊教育・相談部
- 平成4年10月 栃木県総合教育センター開所
- 平成5年4月 5部制 管理部、生涯学習部、義務教育部、高校教育部、特殊教育・相談部
- 平成8年3月 ソフトウェアライブラリ設置
- 平成9年4月 栃木県生涯学習ボランティアセンター設置
- 平成11年4月 特殊教育・相談部を障害児教育・相談部に名称変更
- 平成13年4月 義務教育部、高校教育部を研修部、研究調査部に組織改編
障害児教育・相談部を教育相談部に名称変更
- 平成14年4月 幼児教育部「幼児教育センター」設置 6部制となる
- 平成15年10月 カリキュラムセンター設置

2 条 例・規 則・要 約

(1) 栃木県総合教育センター条例

(平成4年6月12日栃木県条例第26号)

(設 置)

第一条 教育の充実を図るとともに、生涯学習の振興に資するため、栃木県総合教育センター（以下「センター」という。）を宇都宮市に設置する。

(事 業)

第二条 センターは、次の事業を行う。

- 一 教育関係職員の研修に関すること。
- 二 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- 三 教育相談に関すること。
- 四 教育研究団体の研究活動に対する助言その他の援助に関すること。
- 五 生涯学習に関する指導者及び助言者の研修に関すること。
- 六 生涯学習に対する需要及び生涯学習の成果の評価に関する調査研究に関すること。
- 七 生涯学習の方法の開発に関すること。
- 八 生涯学習の機会の提供に関すること。
- 九 生涯学習に関する相談に関すること。
- 十 教育及び生涯学習に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業。

(職 員)

第三条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(使用料)

第四条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第二百三十八条の四第四項の規定によりセンターのうち別表の左欄に掲げる施設の使用について教育委員会の許可を受けた者は、同表の右欄に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第五条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

2 栃木県教育研修センター設置及び管理に関する条例（昭和45年栃木県条例第58号）は廃止する。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

別 表（第4条関係）

施設区分	使用料 (1時間までごとに)
大講義室	3,640円
学習室A	520円
学習室B	520円
401研修室	420円
402研修室	420円
403研修室	420円
404研修室	420円
405研修室	420円
406研修室	640円
407研修室	520円

施設区分	使用料 (1時間までごとに)
408研修室	1,490円
409研修室	1,390円
410研修室	520円
411研修室	740円
412研修室	640円
創作室	640円
音楽室	640円
体育館	950円
グラウンド	640円

(2) 栃木県総合教育センター管理規則

(平成4年9月11日教育委員会規則第19号)

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県総合教育センター条例（平成4年栃木県条例第26号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、栃木県総合教育センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第二条 センターに、管理部、生涯学習部、研修部、研究調査部、教育相談部及び幼児教育部を置く。

2 各部の分掌事務は、次のとおりとする。

管 理 部

- 一 職員の人事及び福利厚生に関すること。
- 二 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- 三 公印の保管に関すること。
- 四 予算の執行及び経理に関すること。
- 五 決算に関すること。
- 六 財産の管理に関すること。
- 七 施設の使用許可及び使用料の徴収に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、他部の所掌に属さない事項に関すること。

生涯学習部

- 一 生涯学習に関する指導者及び助言者の研修に関すること。
- 二 生涯学習に対する需要及び生涯学習の成果の評価に関する調査研究に関すること。
- 三 生涯学習の方法の開発に関すること。
- 四 生涯学習に係る講座の開設その他の学習機会の提供に関すること。
- 五 学校、家庭及び地域の連携によるふれあい学習の推進方法の開発及び助言その他の援助に関すること。
- 六 生涯学習に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 七 生涯学習に関する相談に関すること。

- 八 視聴覚教材の貸出し、研究開発及び制作に関すること。
 - 九 生涯学習に資する事業を行う団体の学習活動に対する助言その他の援助に関すること。
- 研修部
- 一 幼稚園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関すること。
 - 二 児童及び生徒の研究意欲の高揚に資するための各種の事業に関すること。
- 研究調査部
- 一 幼稚園及び公立学校に関する教育行財政、教育経営、教育内容、教育方法等の調査研究及び助言その他の援助に関すること。
 - 二 教育に関する調査及び統計（本局各課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
 - 三 教育に関する資料及び情報の収集、整理及び提供に関すること。
 - 四 教育に関する研究団体の研究活動に対する助言その他の援助に関すること。
- 教育相談部
- 一 学校教育相談及び障害児教育相談の実施に関すること。
 - 二 学校教育相談及び障害児教育相談に関する研修及び調査研究並びに助言その他の援助に関すること。
 - 三 障害児教育に係る技術的、専門的な研修に関すること。
- 幼児教育部
- 一 幼稚園、保育所及び公立学校の連携に関する教育内容、教育方法等の研修及び助言その他の援助に関すること。
 - 二 幼児教育に関する資料及び情報の収集、整理及び広報に関すること。
 - 三 幼児教育に関する調査及び研究に関すること。
 - 四 家庭教育の支援に関する各種の事業に関すること。
- 3 前項に規定する幼児教育部の分掌事務を行う施設の名称は、幼児教育センターとする。
- (職員)
- 第三条 条例第三条の規定に基づき、センターに次の職員の職を置く。
- 一 所長
 - 二 次長
 - 三 部長
 - 四 部長補佐
 - 五 指導主事
 - 六 社会教育主事
 - 七 主任
 - 八 主事
- 2 前項に掲げる職のほか、センターに次の職員の職を置くことができる。
- 一 主幹
 - 二 副主幹
 - 三 係長
 - 四 主査
 - 五 技師
 - 六 技能技術員
 - 七 技術員
 - 八 公仕

(職務)

第四条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 所長は、センターの所掌事務を掌理し、所属職員を指導監督する。
 - 二 次長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 三 部長は、上司の命を受け、部の分掌事務を処理する。
 - 四 主幹又は部長補佐は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
- 四の二 部長補佐のうち、部長を総括的に補佐することを命じられたものは、前号に規定する職務を行なうほか、その所属する部の所掌事務について、部長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。
- 五 副主幹、係長又は主査は、上司の命を受け、その分担事務を処理する。
 - 六 指導主事は、上司の命を受け、専門的な事項の指導又は援助に関する事務に従事する。
 - 七 社会教育主事は、上司の命を受け、専門的・技術的な事項の指導又は援助に関する事務に従事する。
 - 八 主任は、上司の命を受け、複雑若しくは困難な事務又は技術に従事する。
 - 九 主事又は技師は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。
 - 十 技能技術員は、上司の命を受け、自動車運転又は汽缶操作の業務に従事する。
 - 十一 技術員は、上司の命を受け、特定の業務に従事する。
 - 十二 公仕は、上司の命を受け、単純な業務に従事する。

(専決事項)

第五条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、所長は、当該専決事項が重要若しくは異例又は特に必要があると認められるときは、教育長の決裁を受けなければならない。

- 一 所属の職員（所長、次長及び部長に限る。次号から第三号の二までにおいて同じ。）の旅行命令（所長の三日以上の県外旅行を除く。）及びその復命の受理
 - 一の二 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更
 - 二 所属の職員の休暇（所長の三日以上の休暇を除く。）の承認
 - 三 所属の職員の職務に専念する義務の免除（所長の三日以上の職務に専念する義務の免除を除く。）の承認
- 三の二 所属の職員の部分休業の承認
- 四 通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等で重要なものの処理
- 四の二 指定統計その他の統計調査の実施
- 五 公文書の開示の可否の決定
 - 六 その他センターの通常の管理運営に関する事項の処理
- 2 次長の専決事項は、次のとおりとする。
- 一 所属の職員（所長、次長及び部長を除く。次号から第五号までにおいて同じ。）の旅行命令及びその復命の受理
 - 二 所属の職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更
 - 三 所属の職員の休暇の承認
 - 四 所属の職員の職務に専念する義務の免除の承認
 - 五 所属の職員の部分休業の承認
 - 六 一月以下の任用予定期間の日々雇用職員の雇用
 - 七 通知、照会、回答、報告、申請、進達、副申、証明等（前項第四号に掲げるものを除く。）の処理

八 教育財産の継続使用許可の決定（電柱敷及び使用許可条件に変更のない無料使用許可のものに限る。）及び一時使用許可の決定（条例別表の左欄に掲げる施設の一時使用許可（以下「特定施設使用許可」という。）をする場合及び県の建設工事を施行する者に当該建設工事等に必要な教育財産の一時使用許可をする場合に限る。）

九 条例第五条の規定による使用料の免除

3 管理部長の専決事項は、次のとおりとする。

一 所属の職員の休日勤務の命令及び休日の代休日の指定

一の二 所属の職員の超過勤務及び宿日直勤務の命令

二 所属の職員の通勤手当の支給額の決定

三 所属の職員の扶養親族の認定

三の二 所属の職員の児童手当の受給資格及び額の認定

四 所属の職員の住居手当の支給額の決定

五 所属の職員の単身赴任手当の支給額の決定

（事務代行）

第六条 所長が不在のときは、次長がその事務を代行し、所長及び次長がともに不在のときは、あらかじめ所長の指定した職員がこれを代決する。

（許可の申請書）

第七条 特定施設使用許可を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（別記様式第一号）を所長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書は、当該施設を使用しようとする日の十四日前までに提出しなければならない。ただし、所長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 特定施設使用許可は、使用許可書（別記様式第二号）を申請者に交付して行うものとする。

（使用料の免除）

第八条 条例第五条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書（別記様式第三号）を所長に提出しなければならない。

（執務要項）

第九条 この規則に定めるもののほか、センターにおける事務処理、服務、その他の執務要領については、栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）の例による。

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成4年10月1日から施行する。

（栃木県教育研修センター管理規則の廃止）

2 栃木県教育研修センター管理規則（昭和45年栃木県教育委員会規則第14号）は、廃止する。

（栃木県教育委員会事務局組織規定の一部改正）

3 栃木県教育委員会事務局組織規定（昭和33年栃木県教育委員会規則第4号）一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「栃木県教育研修センター」を「栃木県総合教育センター」に改める。

附 則（平成5・3・31・栃木県教育委員会規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8・3・29・栃木県教育委員会規則第5号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11・3・31・栃木県教育委員会規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13・3・30・栃木県教育委員会規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14・3・29・栃木県教育委員会規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(3) 栃木県公立学校教員研修要綱

(平成4年3月2日 制定)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第一号）第21条第2項、第23条、第24条、第25条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第39条第2項の規定に基づき、県立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（以下「県立学校」という。）の教員並びに市町村立の幼稚園、小学校及び中学校の教員に対して栃木県教育委員会が行う研修（海外派遣研修、内地留学研修等を除く。以下同じ。）の実施に関する必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「教員」とは、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。

(研修の種類)

第3条 研修の種類は、基本研修及び専門研修とする。

2 基本研修は、教員として職務遂行上欠くことのできない基本的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修をいう。

3 専門研修は、教員として必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させるために実施する研修をいう。

(基本研修の区分等)

第4条 基本研修の区分等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(基本研修の企画)

第5条 基本研修（基本研修1及び3を除く。）の研修課程及び実施計画は、栃木県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）が定める。

2 基本研修1に関する事項は「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教員研修実施要項」及び「幼稚園新規採用教員研修実施要項」として教育長が定める。

3 基本研修3に関する事項は「教職10年目研修実施要項」「養護教員10年目研修実施要項」及び「幼稚園教職10年経験者研修実施要項」として教育長が定める。

(基本研修の実施機関)

第6条 基本研修（基本研修1及び3を除く。）はセンター所長が担当実施する。

2 基本研修1は「初任者研修実施要項」、「新規採用養護教員研修実施要項」及び「幼稚園新規採用教員研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

3 基本研修3は「教職10年目研修実施要項」「養護教員10年目研修実施要項」及び「幼稚園教職10年経験者研修実施要項」が定める機関が担当実施する。

(専門研修の区分等)

第7条 専門研修の区分等は、別表第2に掲げるとおりとする。

(専門研修の企画)

第8条 専門研修の研修課程及び実施計画は、センター所長が定める。

(専門研修の実施機関)

第9条 専門研修は、センター所長が担当実施する。但し、特に必要なものについては、栃木県教育委員会事務局の課長（以下「課長」という。）及び教育事務所長が担当実施することができる。

(受講者の決定)

第10条 基本研修の受講者は、センター所長が指定し、毎年度当初に、県立学校の長（以下「所属長」という。）又は市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）に通知するものとする。

2 専門研修1の受講者は、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定し、毎年度当初に、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。

3 専門研修2の受講者は、受講希望に基づき、所属長又は市町村教育長の推薦により、センター所長が指定し、所属長又は市町村教育長に通知するものとする。

4 専門研修3の受講者は、受講希望に基づき、センター所長が受講を認めるものとする。

5 所属長又は市町村教育長は、前3項の指定があった場合において、特別の理由により、当該教員を研修に参加させることが困難であると認めるときは、すみやかにセンター所長又は課長若しくは教育事務所長に指定の変更を求めなければならない。

6 センター所長又は課長若しくは教育事務所長は、前項の規定により、指定の変更を求められた場合において、その理由が特にやむを得ないと認めるときは指定の変更をすることができる。

(研修歴の整理、保管)

第11条 センター所長は、教員の研修歴を整理し、保管するものとする。

2 課長又は教育事務所長が専門研修を実施したときは、すみやかに研修の結果をセンター所長に報告するものとする。

(研修企画調整会議)

第12条 公立学校教員研修の体系化・効率化を推進するとともに、研修等の精選に資するため、研修企画調整会議を設置する。

2 研修企画調整会議の組織及び運営に関する事項は、教育長が別に定める。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 栃木県立学校教員研修要綱（昭和52年2月24日制定）は廃止する。

附 則 (平成10・1・30)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15・3・20)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16・3・31)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

研修の区分	研修の対象者	研修日数	研修の内容
基本研修1	新規採用教員	※1 (初) (校内) 300時間以上 (校外) 25日以上 (養) (校内) 15日 (校外) 16日 (幼) (園内) 10日程度 (園外) 10日程度	新規採用の年から、当該年数段階に即応して、教員として必要な基本的な知識、技術及び態度を習得させる。
※3 基本研修2	教員歴5年目に該当する教員	4日	
基本研修3	教員歴10年目に該当する教員 ただし、幼稚園は、教員歴10年を経過した教員	※2 (10) (校内) 15日 (校外) 15日 (養) (校内) 5日 (校外) 10日 (幼) (園内) 10日 (園外) 10日	
※3 基本研修4	教員歴20年目に該当する教員	4日	

※1 (初) は「初任者研修実施要項」、(養) は「新規採用養護教員研修実施要項」、(幼) は「幼稚園新規採用教員研修実施要項」が定める日数

※2 (10) は「教職10年目研修実施要項」、(養) は「養護教員10年目研修実施要項」(幼) は「幼稚園教職10年経験者研修実施要項」が定める日数

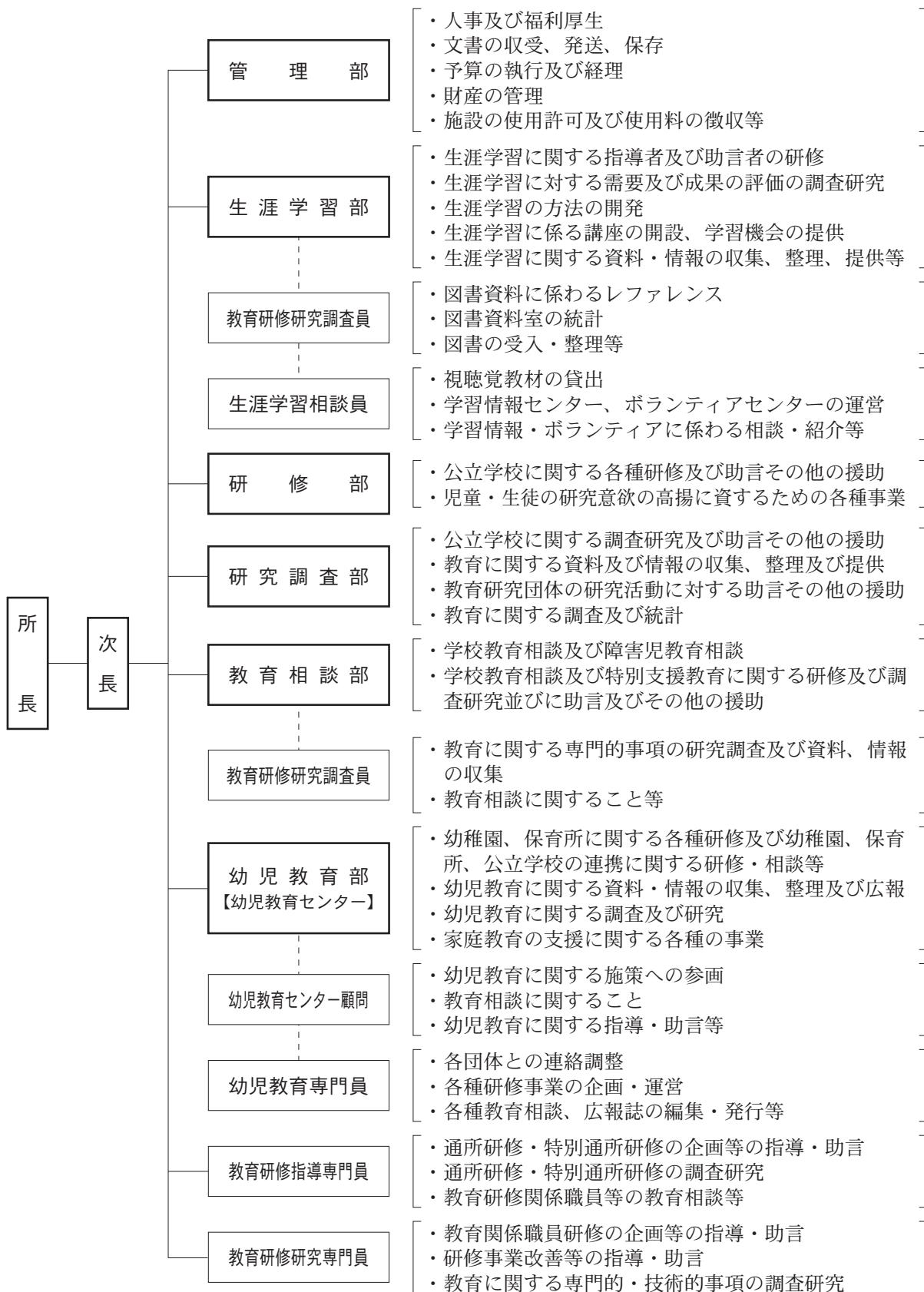
※3 基本研修2及び基本研修4は、幼稚園教員を除く

別表第2（第7条関係）

研修の区分	研修の対象者	研修の内容
専門研修1	ア 教員のうちから、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者	教育課程の領域及び教育の諸分野についての専門的な知識、技術及び態度を習得させる。
	イ 校長、園長、教頭等のうちから、センター所長又は課長若しくは教育事務所長が指定する者	法律等によって定められている職位にある者を対象に、その職責遂行のために必要な専門的な知識、技術及び態度を習得させる。
専門研修2	受講を希望し、所属長又は市町村教育長の推薦する教員のうちから、センター所長が指定する者	自主的に自己啓発を願う教員の研修意欲を充実させ、専門職としての識見と能力を伸長させる。
専門研修3	受講は任意とし、受講を希望する教員のうちから、センター所長が認める者	教員としての識見や能力の一層の向上を図るため、自主的な研修の機会を提供する。

3 組織及び部の主要業務

平成17年4月1日現在



4 事 業

(1) 研修事業

ア 教育関係職員研修の充実

「栃木県公立学校教員研修要綱」に基づき、教員研修を推進するとともに、小中学校事務職員、学校栄養職員の研修の充実を図る。

基本研修

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
1	初任者研修（小・中）	小・中学校新任教員	初日 4/5 ～ 最終日 1/31	25	223
2	初任者研修（県立）	県立学校新任教員	初日 4/5 ～ 最終日 1/26	25	91
3	新規採用養護教員研修	新規採用養護教員（小・中・県立学校）	初日 4/5 ～ 最終日 1/31	16	10
4	新規採用学校栄養職員研修	新任学校栄養職員（小・中・県立学校）	初日 4/5 ～ 最終日 12/1	11	2
5	新規採用事務職員研修（小・中）	小・中学校新任事務職員	初日 4/5 ～ 最終日 1/31	9	2
6	教職5年目研修（小・中）	教職5年目に該当する小・中学校教員	5/27 6/21 10/24 11/28	4	57
7	教職5年目研修（県立）	教職5年目に該当する県立学校教員	5/30 6/23 11/11 11/28	4	101
8	養護教員5年目研修	5年目に該当する小・中・県立学校養護教員	5/19 7/14 8/12 10/27	4	7
9	事務職員5年目研修（小・中）	5年目に該当する小・中学校事務職員	5/19 9/6 11/22	3	2
10	学校栄養職員5年目研修	5年目に該当する小・中・県立学校栄養職員	5/19 7/8 10/21 12/1	4	1
11	教職10年目研修（小・中）	教職10年目に該当する小・中学校教員	初日 5/17 ～ 最終日 1/6	15	180
12	教職10年目研修（県立）	教職10年目に該当する県立学校教員	初日 5/20 ～ 最終日 1/5	15	105
13	養護教員10年目研修	10年目に該当する小・中・県立学校養護教員	初日 5/17 ～ 最終日 1/6	10	17
14	学校栄養職員10年目研修	10年目に該当する小・中・県立学校栄養職員	隔年実施のため H17は休止		
15	事務職員10年目研修（小・中）	10年目に該当する小・中学校事務職員	5/17 8/8 10/6	3	13
16	教職20年目研修（小・中）	教職20年目に該当する小・中学校教員 (養護教諭含む)	6/2 9/12 校内実践 11/11	4	320
17	教職20年目研修（県立）	教職20年目に該当する県立学校教員 (養護教諭含む)	6/2 10/7 課題研修 11/22	4	110

専門研修 1 ア

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
1	新任免許外教科担任研修（中） (9教科)	免許外教科教授担任教諭	A 5/13 6/9 7/29 B 5/16 6/10 7/29	各3	57
2	産業教育基礎技術研修	教職3年目に該当する高等学校農・工・商・家担当教員	6/28 9/29	2	13
3	理科・基礎実験研修（高）	教職3年目及び4年目に該当する高等学校理科担当教員	隔年実施のため H17は休止	3	
4	情報教育推進者研修（小・中）	小・中学校の情報教育担当教員	10～1月 (16コース)	1	517
5	情報教育推進者研修（県立）	県立学校の情報教育担当教員	6/14 10/21 か 24	2	83
6	普通教科「情報」研修（県立）	教科「情報」の臨時免許を取得した県立学校教員	5/27 7/4 8/8	3	41
7	小学校英語活動推進者養成研修（小）	小学校における英語活動推進の中心となつて活動できることが期待されるもの	8/8～11	4	80
8	英語教員研修	中学校・県立学校英語教員	初日 7/1 ～ 最終日 11/4	8	180
9	自閉症教育推進者研修	盲・聾・養護学校 小学部主事 学習指導部長		2	26
10	職業教育推進者研修	盲・聾・養護学校 高等部主事 進路指導部長		2	23
11	盲・聾・養護学校新任教員研修	盲・聾・養護学校新任教員		2	10
12	地域特別支援推進者研修	特別支援教育推進者として各市町村教育委員会で中核的な役割を担う小中学校教員 盲・聾・養護学校教員	初日 6/30 ～ 最終日 2/10	5	14
13	障害児教育新任教員研修（小・中）	新任教員担当教員・新任通級指導担当教員	初日 6/16 ～ 最終日 10/25	4	60
14	特別支援教育コーディネーター研修	小中学校の特別支援教育コーディネーター、盲・聾・養護学校教員	初日 6/9 ～ 最終日 11/17	6	14
15	幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修	小学校教諭等	6/10～	3	89

専門研修 1 イ

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
1	トップセミナー研修（小・中）	県内小・中学校長	B - 6/24 A - 6/27	1	594
2	校長研修（県立）	県立学校長	6/17	1	83
3	新任校長研修（小・中）	小・中学校新任校長	4/25 6/7	2	101
4	新任校長研修（県立）	県立学校新任校長	4/25 5/13 6/7	3	20
5	学校経営研修（小・中）	小・中学校2年目教頭	7/4 11/21	2	92

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
6	学校経営研修（県立）	県立学校2年目教頭	6/10 8/2 8/3	3	39
7	新任教頭研修（小・中）	小・中学校新任教頭	5/6 6/13	2	113
8	新任教頭研修（県立）	県立学校新任教頭	5/6 5/27 6/13	3	27
9	新任教務主任研修（小・中）	小・中学校新任教務主任	6/3 8/1	2	68
10	新任教務主任研修（県立）	県立学校新任教務主任	5/16 6/21 11/8	3	23
11	新任学年主任研修（高校）	高等学校の新任学年主任	6/3 10/4	2	66
12	学習指導主任研修（小・中）	小・中学校学習指導主任	6/28 10/31	2	80
13	新任学習指導主任研修（県立）	県立学校新任学習指導主任	6/6 11/1	2	38
14	新任生徒指導主事研修（県立）	県立学校の新任生徒指導主事	5/23 7/1	2	21
15	新任進路指導主事研修（中）	中学校新任進路指導主事	6/14 9/8	2	60
16	新任進路指導主事研修（県立）	県立学校の新任進路指導主事	5/17 10/14	2	24
17	人権教育研修	小・中・県立学校の人権教育主任等	初日 6/6 最終日 10/3	4	26
18	新任事務長研修（小・中）	小・中学校新任事務長	6/16 10/3	2	20
19	新任係長級学校栄養職員研修	新任主査学校栄養職員	7/8 10/21	2	3

専門研修 2

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
1	学校図書館研修（小・中）	小・中学校教員	10/17	1	60
2	学校図書館研修（県立）	県立学校の司書教諭及び学校図書館司書	10/17	1	50
3	理科実験指導研修（小）	小学校教員	8/2 8/8 8/10	1×4	120
4	産業教育専門研修（農・工・商・家）	高等学校及び盲・聾・養護学校の農・工・商・家担当教員	8/18~10/25	各2	28
5	環境教育研修（小・中・県立）	小・中・県立学校教員	6/20 8/1 11/29	3	50
6	情報教育（教材作成基礎）研修	小・中・県立学校教員	7/11 8/3 9/9	3	60
7	情報教育（教材作成応用）研修	小・中・県立学校教員	9/22 10/31 11/18	3	30

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
8	ネットワーク研修	小・中・県立学校の教員で校内のネットワーク担当者	(A組) 7/25 7/26 (B組) 7/27 7/28	2×2	40
9	実習助手研修	高等学校及び盲・聾・養護学校高等部の実習助手(新規採用者以外は第2日より受講)	4/5 7/8 11/21	3	33
10	教科自主研修(県立)	県立学校教員	随時	1	
11	学校教育相談基礎研修(県立)	県立学校教員	6/21 7/25 7/26 9/9	4	40
12	学校教育相談実践研修I(事例研究)	小・中・県立学校教員(教職5年目研修を修了した者)	6/17 9/22 10/13 11/21 12/5	5	80
13	学校教育相談実践研修II(カウンセリング演習)	小・中・県立学校教員(教職5年目研修を修了した者)	6/10 8/1～8/3	4	60
14	学校教育相談実践研修III(授業と学級経営)	小・中・県立学校教員(教職5年目研修を修了した者)	6/20 9/6 10/25 11/24 12/9	5	60
15	学校教育相談専門研修	小・中・県立学校教員で学校教育相談基礎(初級)研修及び学校教育相談実践研修IIを修了し、かつ学校教育相談実践研修I、IIIのいずれかを修了している者、または、学校教育相談中級研修修了者	6/9 7/8 9/5 9/30 11/17	5	40
16	WISC-III実技研修(前期・後期)	WISC-IIIをはじめて実施する教職員	7/4 7/12 10/21 10/24	2 2	30 30
17	田中ビネー知能検査実技研修	田中ビネー知能検査をはじめて実施する教職員	7/4 7/12	2	30
18	K-ABC実技研修(前期・後期)	K-ABCをはじめて実施する教職員	7/4 7/12 10/21 10/24	2 2	16 16
19	LD・ADHD・高機能自閉症等のある子どもの教育支援研修	小・中学校及び県立学校教職員	6/9 6/21 7/8	3	100
20	自閉症のある子どもの教育支援研修	小・中学校教員	6/28 7/27	2	60
21	自立活動研修1(見ること)	小・中学校及び県立学校教職員	8/1 11/29	2	36
22	自立活動研修2(からだの動き)	小・中学校及び県立学校教職員	9/29 12/1	2	36
23	障害の重い子どものための教育支援研修	県立学校教職員	9/20 11/8	2	28

専門研修3

番号	研修講座名	内 容
1	土曜開放講座	今日的な教育課題に対応した知識・技術を習得するため、土曜日に41講座を開設。
2	教職員サマーセミナー	今日的な教育課題や教職員として必要な教養を身につけるため、宇都宮大学との連携により、夏季休業中に30講座を開設。
3	サイエンスパートナーシッププログラム(SPP)による教員研修	科学的な探求の方法や先端科学への理解を深めるため、宇都宮大学や研究機関との連携により、主に夏季休業中に5講座を開設。

イ 生涯学習関係研修の充実

県民の学習活動の充実と活性化を図るため、生涯学習の推進にあたる関係職員及び地域活動、ボランティア活動に係わる団体や個人の資質の向上をめざす。

生涯学習関係研修等

番号	研修講座名	研修目的	主な研修内容	対 象	日数	人 員
1	女性教育指導者研修	男女共同参画社会の推進や女性を中心とした団体活動の指導者として必要な資質を養成する。	・生涯学習時代の女性の活動 ・団体運営のポイント ・グループ研究 等	[推薦] 市町村において女性団体の指導的立場にある方、女性学級・家庭教育学級その他の学習グループにおける指導的立場の方	9	実人員 70 延人員 630
2	家庭教育オピニオンリーダー研修	地域社会の中で、家庭教育について地域の人々と共に考え、支援・援助できる資質を養成する。	・家庭教育に求められるもの ・カウンセリングの実際 ・家庭教育支援事業の企画 等	[推薦] 地域において家庭教育の振興に携わっている方・家庭教育振興に関する活動への意欲をもっている方	10	実人員 100 延人員 1000
3	生涯学習ボランティアコーディネートセミナー	人間関係の在り方や関係機関との連携、活動の場の開発がしていくようなボランティアコーディネーターの資質を養成する。	・生涯学習とボランティア ・ボランティアコーディネーターの実際 ・ボランティア講座・研修の立案 ・子供の“居場所” 等	ボランティア活動グループ・関心のある方、社会教育関係団体の指導者、社会教育関係職員、教職員 等	5	実人員 50 延人員 250
4	生涯学習ボランティア活動交流会	意見交換しながらボランティア活動の望ましいあり方と今後の活動の拡大に向けての方策を探る。	・ボランティア活動の意義 ・ボランティア活動者を囲んでの意見交換	ボランティア活動グループ・関心のある方、生涯学習ボランティアセンター登録者、社会教育関係団体の指導者、社会教育関係職員、教員 等	2	実人員 100 延人員 200
5	青少年地域リーダーセミナー	体験活動やイベントの企画・運営等をとおして、地域活動のリーダーとしての実践力の向上をめざす。	・興味を引き出すプログラムとは ・センター開放事業への参画 ・地域活動プログラムの企画・立案・実践 等	地域青年リーダー養成研修修了者、青年団体・グループのリーダー、県内在住の青年・大学生・高校生 等	8	実人員 50 延人員 400
6	情報モラル指導者研修	情報化時代において、青少年や地域住民の情報モラルの向上をめざす指導者の養成をする。	・子どもを取り巻く情報化社会の現状 ・子どもを守る情報モラルの在り方	青少年健全育成団体関係者、P T A関係者、教職員、情報ボランティア等	2	実人員 40 延人員 80
7	生涯学習推進初任者研修	生涯学習・社会教育についての理解を深め、生涯学習を推進する担当職員としての資質を高める。	・生涯学習の理念と施策の方向 ・社会教育の展開と課題 ・生涯学習推進のための方策 等	県、市町村で新任及び新規の生涯学習・社会教育担当職員で3年未満の経験者の方、生涯学習の推進に関心のある県民	2	実人員 100 延人員 200
8	生涯学習推進セミナー	生涯学習社会構築のため、理論と実践の両面から専門的研究を進め、生涯学習推進の最先端を担う者として知識・技能の向上を図る。	・地域教育支援コース ・特色ある学校づくり支援コース	県・市町村の生涯学習振興行政担当職員、社会教育関係職員、生涯学習の推進に関心のある県民、職場内教育担当者、教職員 等	3	実人員 40 延人員 120
					3 (~8)	実人員 50 延人員 400

番号	研修講座名	研修目的	主な研修内容	対象	日数	人員
9	人権教育指導者専門研修	人権尊重の精神を涵養するため、指導者としての資質の向上と指導力の強化を目指す。	・現地研修と研究協議・人権に関するワークショップ ・共に生きる社会づくり等	県・市町村の人権教育担当職員、社会教育関係職員教職員 等	7	実人員 40 延人員 280
10	社会教育主事等実践フォーラム	生涯学習社会の実現に向けての全県的な取り組みを推進するため、社会教育の当面する課題について研究を深め、専門的指導者としての資質の向上を図る。	・新たな社会教育の創造 ・これからの中等教育主事のあり方 ・地域再生と社会教育主事 等	社会教育主事、ふれあい学習課職員、市町村職員、青少年教育施設職員 等	1	実人員 80 延人員 80
11	ビデオ教材制作研修	ビデオ教材制作に関する専門的知識・技術を習得し、視聴覚の指導者の資質の向上を図る。	・視聴覚教材制作と著作権 ・ビデオ作品の企画、構成のポイント ・ビデオ編集（ノンリニア方式）の実際	県・市町村等の社会教育関係職員教職員視聴覚ライブラリー職員、視聴覚教育関係職員、ビデオ制作に関心のある方 等	3	実人員 20 延人員 60
12	16ミリ映写機技術指導者研修	16ミリ映画フィルムの利用促進を図るため16ミリ映写機技術者養成講習会の指導者を養成する。	・16ミリ講習会の企画・運営 ・16ミリ映写機の構造・操作 ・16ミリ映写機の操作の実習	県・市町村等の社会教育関係職員県教育委員会が特に認めた者	1	実人員 20 延人員 20

ウ 幼児教育関係研修の充実

幼稚園・保育所・小学校の教職員を対象とした合同研修や相互理解のための職場体験研修をはじめとして、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づく研修や今日的な課題に対応した研修を行い、幼児期における教育・保育の質の向上を目指す。

幼児教育関係研修等

(一部再掲)

番号	研修講座名	対象	期日	日数	対象人員
1	幼稚園・保育所・小学校教職員合同研修	(1)中央研修	幼・保・小の校長、園長 その他	5/17	1
		(2)地区別研修	幼・保・小の担当者等	地域毎に開催2/14. 16. 17	1
2	幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修	事前打合せ	幼・保・小の教職員	6/10	1
		職場体験研修		相互で決定	2
3	トップセミナー（園長等管理運営セミナー）	幼・保の管理者等	11/15	1	全園
4	保育研究協議会	教職10年経験者研修受講者、主任級保育士	6/2. 7/29. 8/8	3	40
5	特別支援教育研修A（実技研修）	幼・保の教職員	8/1	1	150
	特別支援教育研修B（事例研究）	10年経験者研修受講者	10/25	1	40
6	家庭教育支援セミナー	県民、幼・保・小教職員	11/30	1	40
7	幼稚園新規採用教員研修	幼稚園新規採用教員	4/4 6/16又は6/21 7/26 8/3~5 12/27 地区別研修会 2日	9	238
8	幼稚園教職10年経験者研修	幼稚園教職11年目の教員	5/18 6/2 7/29 8/8. 11 2/10 選択研修 3日	9	28

(2) 学習機会提供

事業名	内 容
1 とちぎ県民カレッジ	<p>県民の高まる学習意欲と広がる学習活動・深まる学習内容に対応し、多様な学習機会を総合的に提供する。</p> <p>事務局運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民カレッジ懇談会における意見聴取 ○県民カレッジ連携機関担当者研修会 ○講座開催 開講式・記念講演 主催講座開催（委託：とちぎ生涯学習文化財団） 連携講座募集・認定（市町村・生涯学習関係機関等） 講座の広報 ○学習活動・地域活動奨励 学習歴累積希望受講者登録 奨励対象者表彰 地域活動奨励
2 公開講座 「ライフアップセミナー」の開催	<p>生涯学習関係研修の講話の中から、県民の学習活動に直接関係する部分や基礎的な部分を「ライフアップセミナー」として広く県民に提供する。</p> <p>実施時期 平成17年5月～平成18年2月</p>
3 栃木県自作視聴覚教材コンクールの開催	<p>視聴覚教育に関わる自作教材の制作を奨励するため、栃木県自作視聴覚教材コンクールを開催する。</p> <p>応募〆切 平成18年1月 審査2月 表彰3月</p>

(3) 学習相談・情報提供

ア 学習情報センター

事業名	目的	概要
1 学習相談体制の充実	学習情報センターにおける学習相談を充実し、県民の学習活動を支援する。	1 面談・電話等による相談 9:00～17:00 2 栃木県学習情報提供システム（とちぎリンクボーネット）の活用 24時間受付
2 情報源の充実	学習相談に対応するための各種の情報源の整備充実を図る。	1 栃木県学習情報提供システム（とちぎリンクボーネット）の活用 2 市町村広報誌及び各種情報誌等の活用 3 関係機関との連携の充実

イ 生涯学習ボランティアセンター（体験活動ボランティア活動支援センター）

事業名	目的	概要
生涯学習ボランティアセンターの運営	県民の生涯学習ボランティア活動及び青少年の体験活動ボランティア活動を促進・支援する。	1 ボランティアに関する情報収集・提供・相談・紹介・広報などによる支援・援助 2 活動の希望者・団体の登録 3 ボランティア受け入れに関する支援 4 ボランティア団体・グループ間の交流 5 関係機関・団体との連携 6 一日相談窓口の開設

ウ 図書資料室

事業名	目的	概要
図書資料室の運営	教育・生涯学習に関する図書資料の整備充実を図り、学習活動を支援する。	1 教育・生涯学習に関する図書資料、教育資料、教材キット、教育雑誌等の整備充実 2 レファレンス・貸し出し

エ カリキュラムセンター

事業名	目的	概要
カリキュラムセンターの運営	各教育機関の教育活動を支援するためにカリキュラムに関する相談や情報提供を行う。	1 カリキュラムに関する相談 2 カリキュラムに関する情報の収集・整理 3 カリキュラムに関する情報の提供 4 カリキュラムに関する調査研究及び開発

(4) 調査研究事業

ア 趣旨

学校教育関係及び生涯学習関係各方面の要請や実情に基づき、学校教育の内容や方法等及び生涯学習の在り方や支援の方法等の改善充実を図るため、各種の調査研究を実施する。

イ 基本方針

- (ア) 教育行政上の基礎資料となる調査及び調査研究を行う。
- (イ) 当面する教育課題を的確にとらえて、指導に役立つ調査研究を行う。
- (ウ) 生涯学習推進の基礎資料となる調査研究を行う。
- (エ) 幼児教育や家庭教育に係る今日的な課題について調査研究を行う。
- (オ) 他の教育機関における調査研究活動との連携を図る。

ウ 事業内容

研究主題	研究内容	備考
1 未来を担う子どもの心を育てる調査研究	「栃木の子どもをみんなで育てよう運動」の中に示されている「人に迷惑をかけることは『ダメ』と言おう」に関する意識調査を行い、児童生徒の規範意識や実際の行動の様子、保護者の意識や家庭でのしつけ等について把握する。調査結果を分析・考察し、子どもたちの基本的生活習慣の確立や規範意識の向上のための教師用資料を作成し、保護者への積極的かつ具体的な支援に役立てる。	研究調査部 新規
2 栃木の子どもの学力向上を図る授業改善の在り方に関する調査研究	平成16年度に実施した教育課程実施状況調査の調査結果から学習指導上の課題を明らかにするとともに、その課題解決の一助とするため、学習指導の改善プランを作成し、今後の学習指導や研修事業の改善に資する。	研究調査部 新規
3 高等学校における教科指導の充実に関する調査研究	生徒一人一人の基礎・基本の確実な定着を図るために授業改善を目指して、研究協議や授業実践を通し、評価の観点を踏まえた教科指導の在り方について研究する。研究の成果を教師用資料としてまとめ、各学校での教科指導の改善に資する。	研究調査部 新規
4 総合的な学習の時間のカリキュラムに関する調査研究	平成15年12月の学習指導要領一部改正に明確に示された「各教科、道徳及び特別活動と総合的な学習の時間との有機的な関連を図る」というねらいに視点をあてた学習指導の参考資料を作成する。	研究調査部 新規
5 中高連携を図るキャリア教育の推進に関する調査研究	職業観・勤労観の育成を促す中・高段階の学習プログラムに関する参考資料を作成し、その活用を通して本県におけるキャリア教育の推進を図る。また、これらの成果を学校教育課のキャリア教育推進事業と連携させながら普及させる。	研究調査部 新規

研究主題	研究内容	備考
6 学校経営の在り方に関する調査研究	小・中学校における学校評価の実践事例を分析して、評価を生かして学校を活性化させる方策を明らかにするとともに、それらの成果を普及させ各学校の学校評価の取組の充実を図る。	研究調査部 継続
7 授業実践力向上の支援システムに関する調査研究 －教育情報（教材キット）の作成と活用－	質の高い授業実践をするため、よりよい教材や指導案などの教育情報（教材キット）を5か年計画（平成13～17年度）で整備し、整備された教材キットを活用した個々の教員の自発的・主体的な研修の在り方について研究する。今年度は、最終年度であるため、教職員への周知、活用促進を図るとともに、画像・動画を含む指導案や実践事例をデジタルコンテンツとして収集・登録し、活用できる支援システムを構築する。	研究調査部 継続
8 情報通信ネットワークを活用した教材提供システムの開発とその活用の調査研究	情報通信ネットワークを活用して学習教材を提供していく学習情報データベース「わくわくとちぎ発見」を再検討し、より使いやすいものに再構築する。さらに新たな教材を追求し学習に役立つ学習データベースを作成する。	研究調査部 継続
9 情報教育推進のための校内研修カリキュラム及び研修教材の開発に関する調査研究	すべての教員がコンピュータを活用した指導ができることを目指し、5か年計画により、校内研修で有効に活用できる研修カリキュラム及び研修教材を開発する。 本研究の5年目となる平成17年度は、小学校の「算数」、中学校と高等学校の「数学」を対象として、各校種において開発する。	研究調査部 継続
10 インターネットを用いた在校、在宅での教員研修のコンテンツ開発に関する調査研究	インターネットを主としたIT技術を利用して、校内研修及び在宅研修を行うための効果的な在り方や方法を検討し、いくつかの研修モデルを提案し、ITを活用した研修を効果的に行うためのノウハウを提供する。	研究調査部 継続
11 教育に関する各種統計調査	本県及び国の教育に係る各種統計調査（県単6、文部科学省3、計9）を実施し、教育行政、教育施策の検討及び学校現場での基礎資料とする。 ○県単調査 ①中学校卒業者の進路状況調査 ②県立高等学校卒業者の進路状況調査 ③全日制高等学校生徒の他県との交流調査 ④公立学校教員構成調査 ⑤新年度児童・生徒数、学級数見込調査 ⑥中学校3年生の進路希望調査 ○文科省調査 ⑦地方教育費調査（教育費調査） ⑧"（教育行政調査） ⑨社会教育調査	研究調査部 継続
12 学校支援ボランティアに関する調査研究	県内各地の学校支援ボランティアの活動状況を調査し、今後の支援の更なる充実・促進の方策を求める。	生涯学習部 新規
13 知的障害養護学校における自閉症児の指導内容・方法の在り方に関する調査研究	知的障害と自閉症を併せ有する児童生徒に対し、二つの障害の違いを考慮しつつ、障害の特性に応じた適切な指導を展開するための指導内容・方法等の在り方について研究する。	教育相談部 継続
14 盲学校のセンター的機能の充実に関する調査研究	研究の2年次は盲学校の相談、学習支援機能を開発するために、①学校コンサルテーションによる視覚障害児の支援、②視知覚の発達検査と指導に関する研修会を通したLD児の支援、③養護学校等との連携による視機能評価を通した重複障害児の支援、についての実践研究を行う。	教育相談部 継続

研究主題	研究内容	備考
15 幼児教育における学校評価に関する調査研究	幼稚園における学校評価の在り方を明らかにするとともに評価表を作成し、それらの成果を普及させ幼稚園の学校評価の取組の充実を図る。	幼児教育部 継続

(5) 教育相談事業

ア 教育相談事業の推進と充実

種々の障害や教育上の問題など悩みをもつ幼児児童生徒及び保護者等に対し、一人一人に適切な支援・援助を行い、幼児児童生徒の適正な養育、就学及び健全な人格形成に資するよう努めるとともにこれらの事業推進のため教育相談の充実強化を図る。

イ 事業内容

事業名	内容	対象・方法等	備考
障害児教育相談	障害のある（軽度発達障害も含む）幼児児童生徒及び保護者に対し、障害の種類や程度、就学、家庭におけるしつけや養育、学校、幼稚園・保育所における指導等に関し、相談及び援助を行う。	県内の障害のあると思われる幼児児童生徒及び保護者	
障害児巡回教育相談	障害児教育に対する正しい理解を図り、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた教育的支援・援助ができるよう巡回しての相談を行う。	障害のある幼児児童生徒及び障害があると思われる幼児児童生徒とその保護者	県内各地を巡回して行う。7市（佐野、黒磯、栃木、真岡、矢板、宇都宮、今市）1町（烏山）
学校教育相談	幼児児童生徒及び青少年の健全な育成に資するため、教育上の問題や悩みについて相談に応じ、問題解決への援助を行う。	県内の幼児児童生徒及び保護者	原則として来所による相談
保育研究アドバイザー派遣事業 【幼児教育センター事業】	幼稚園・保育所等からの要請に応じ、保育研究アドバイザーを派遣し、教育内容や教育課程に関する事、幼稚園・保育所・小学校の連携に関する事、家庭教育に関する事等への相談及び援助を行う。	幼稚園・保育所における園内研修、保護者会、市町村等が行う子育て支援活動、その他	原則として 火曜日・木曜日
教育相談 【幼児教育センター事業】	幼児・児童の教育に携わる教職員に対し、教育上の問題や悩みについての相談に応じ、課題の解決、不安の解消への援助を行う。	幼稚園・保育所等の教職員	随時

(6) 幼児教育充実推進事業【幼児教育センター事業】

ア 趣 旨

幼児教育行政の中核的な施設として、幼稚園・保育所・小学校間の連携と相互理解を図りながら、豊かな人間性や「生きる力」の基礎を培うとともに、幼児期から学童期への円滑な成長と幼児期にふさわしい教育環境を目指し、各種の事業を展開する。

イ 基本方針

(ア) 教育・保育の質の向上（研修・相談）

幼稚園・保育所・小学校の教職員を対象とした合同研修や相互理解のための職場体験研修をはじめとして、幼稚園教育要領並びに保育所保育指針に基づく研修や今日的な課題に対応する研修及び教職員に対する教育相談を実施し、幼児期における教育・保育の質の向上を目指す。

(イ) 情報の提供

幼児教育に関する教材ビデオや専門書を整備し、研修等各方面での活用を図るとともに、幼児教育に関する各種情報や県における事業展開等をホームページにおいて提供していく。また、教職員同志の交流の場を設定し、ネットワークづくりを支援する。

(ウ) 調査研究

幼児教育や家庭教育、幼稚園・保育所・小学校の連携等に係る今日的な課題について調査研究を行い、その成果を広く提供・発信し課題解決の一助とする。

(エ) 幼稚園・保育所・小学校連携の推進

幼稚園・保育所・小学校連携推進会議を核として各教育事務所との連携を図りながら、各市町村が地域のセンターとしての機能を果たすことができるような幼稚園・保育所・小学校の連携体制づくりを推進する。

(オ) 家庭教育への支援

幼児教育及び家庭教育に関する適切な情報を、幼児教育センターからの広報誌等により幼稚園・保育所の教員等を介して各家庭に提供し、家庭教育の充実を図るとともに保護者への啓発や子育て支援を行う。

ウ 事業内容

(一部再掲)

事業名	内 容	開催回数等	備考
研修・相談事業	1 研修の充実 (1) 幼稚園・保育所・小学校教職員合同研修 (2) 幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修 (3) トップセミナー(園長等管理運営セミナー) (4) 保育研究協議会 (5) 特別支援教育研修 (6) 家庭教育支援セミナー (7) 幼稚園新規採用教員研修 (8) 幼稚園教職10年経験者研修 2 教職員に対する教育相談 (1) 保育研究アドバイザーの派遣 (2) 教育相談窓口の設置	2日 3日 1日 3回 2日 1日 9日 9日 随時 "	含事後研修 原則火木
情報提供	1 情報の提供 (1) ビデオライブラリーの整備(ビデオ、参考文献) (2) ホームページによる情報の提供 (3) 家庭教育広報誌による情報提供 2 教職員交流の場の設定 (1) 交流コーナーの設置 (2) 「保育サロン」の開催 3 国公立幼稚園ネットワークの推進 (1) 国公立幼稚園代表者会議の開催	常 設 5回 1回	貸し出し : 随 時
調査研究	1 調査研究 (1) 幼児教育調査研究委員会の開催 (2) 家庭における幼児教育等の実態調査	4回	
幼・保・小連携の推進	1 連携推進 (1) 幼稚園・保育所・小学校連携推進会議の開催 2 幼・保・小連携体制の整備促進 (1) 幼・保・小連携推進事業	2回 4市町村	
家庭教育への支援	1 家庭教育への支援 (1) 家庭教育広報誌「おうち」の発行 2 地域活動支援の充実 (1) 保育研究アドバイザーの派遣	年2回随時 随 時	原則火木

(7) 資料・情報の収集提供事業

ア 資料・情報センターとしての機能の拡大

教育関係職員の教育活動及び研修や生涯学習に関する学習活動・学習相談及び研修を進める上に必要な資料・情報を提供するため、機能の拡大に努める。

イ 事業内容

事業名	内容	対象・方法等	備考
資料情報の収集・提供	1 教育関係図書及び教科書等、生涯学習関係資料の収集・整理・保管・提供 2 学校・教育研究所・教育研究団体・生涯学習関係団体等の各種研究成果の収集・整理・保管・提供 3 栃木県情報提供システム（とちぎレインボーネット）の活用 4 学習相談 5 視聴覚教材・教具の貸出 6 ボランティア情報の収集・提供 7 教育用ソフトウェアの収集・展示 8 カリキュラムに関する情報の収集・整理・提供等	県内小学校・中学校・高等学校及び盲・聾・養護学校・生涯学習関係団体・生涯学習活動者・県内外関係機関並びに一般県民	
広報活動	総合教育センター広報紙、研究成果等の発行 1 要覧 2 所報 3 視聴覚教材広報リーフレット 4 紀要第12号 5 障害児教育啓発パンフレット 6 教育相談リーフレット 7 総合教育センター施設案内 8 とちぎ県民カレッジ関係広報資料 9 生涯学習ボランティアセンター関係広報資料ほか	同上	

(8) 研究・学習活動援助事業

ア 教育研究団体、生涯学習関係団体への援助協力

教育研究団体が当面している教育に関する諸問題の研究や生涯学習関係団体の学習活動について、その推進が図られるよう援助協力する。

イ 事業内容

事業名	内容	対象・方法等	備考
研究・学習活動援助	教育研究団体の自主的、組織的研究活動の推進、生涯学習関係団体の学習活動の推進、施設利用等に対して援助協力する。	小・中・県立学校教育研究会・生涯学習関係団体	
視聴覚教材開発等援助	視聴覚教材・教具等の貸出	学校・団体・関係機関 一般県民	窓口：学習情報センター
	視聴覚機器の活用	学校・団体・関係機関 一般県民 視聴覚教育メディア研修と連携	
	視聴覚教育に関する相談	学校・団体・関係機関 一般県民	窓口：学習情報センター

事業名	内容	対象・方法等	備考
市町村・団体支援	市町村におけるまちづくりや社会教育事業・プログラム企画等の支援。	市町村生涯学習推進セミナーと連携	
	社会教育関係団体をはじめとする各種の団体の事業企画等の支援。	団体	
	栃木県視聴覚教育連盟事務局の運営 各視聴覚ライブラリーとの連絡調整・視聴覚教育の促進	県視連 視聴覚教育メディア研修 栃木県自作視聴覚教材コンクール 「とちぎ教育の日」協賛イベント	
	センターボランティアの支援	生涯学習部所管研修修了者有志等 センターボランティアの自主活動 ・生涯学習関係事業等の支援活動 ・学習会	
	栃木県メディアボランティアの支援	メディアボランティア活動希望者・生涯学習部所管研修修了者有志等 栃木県メディアボランティアの自主活動 ・毎週土曜日開催「初心者のためのパソコン無料相談」 ・メディア関係研修の支援活動	

(9) 教育充実振興事業

ア 教育研究活動及び生涯学習の振興

教職員の資質の向上、児童生徒の研究意欲の高揚及び生涯学習の振興に資するため、各種の事業を実施する。

イ 事業内容

(ア) 教養講座

事業名	内容	対象・方法等	備考
ライフアップセミナー	生涯学習の研修の中から社会における様々な諸問題を多面的な見地からとらえ考えていこうとする学習機会を提供する。	一般県民	
教育相談特別講座	児童生徒のいわゆる反社会的問題行動に対してどう対応するか、講話と実践報告の発表を通して考える。	小学校・中学校及び県立学校教員	8/12（金）

(イ) 展覧会・発表会・コンクール等

事業名	内容	対象・方法等	備考
第49回日本学生科学賞 栃木県展覧会	中学生・高校生の科学的探究心の高揚を図るために、理科研究作品の展覧会を開催する。	中学校及び高等学校の生徒	
第55回栃木県児童生徒 発明工夫展覧会	創作の喜びや発明工夫の楽しさを味わうことを通じて、児童・生徒の豊かな観察力と創造力を育成するため、発明工夫作品の展覧会を開催する。	小学校・中学校及び高等学校の児童・生徒	
第59回栃木県理科研究 展覧会並びに発表会	児童・生徒の科学する心を育成し、本県理科教育の振興を図るため、児童・生徒の理科研究作品の展覧会と発表会を開催する。	小学校・中学校及び高等学校の児童・生徒	

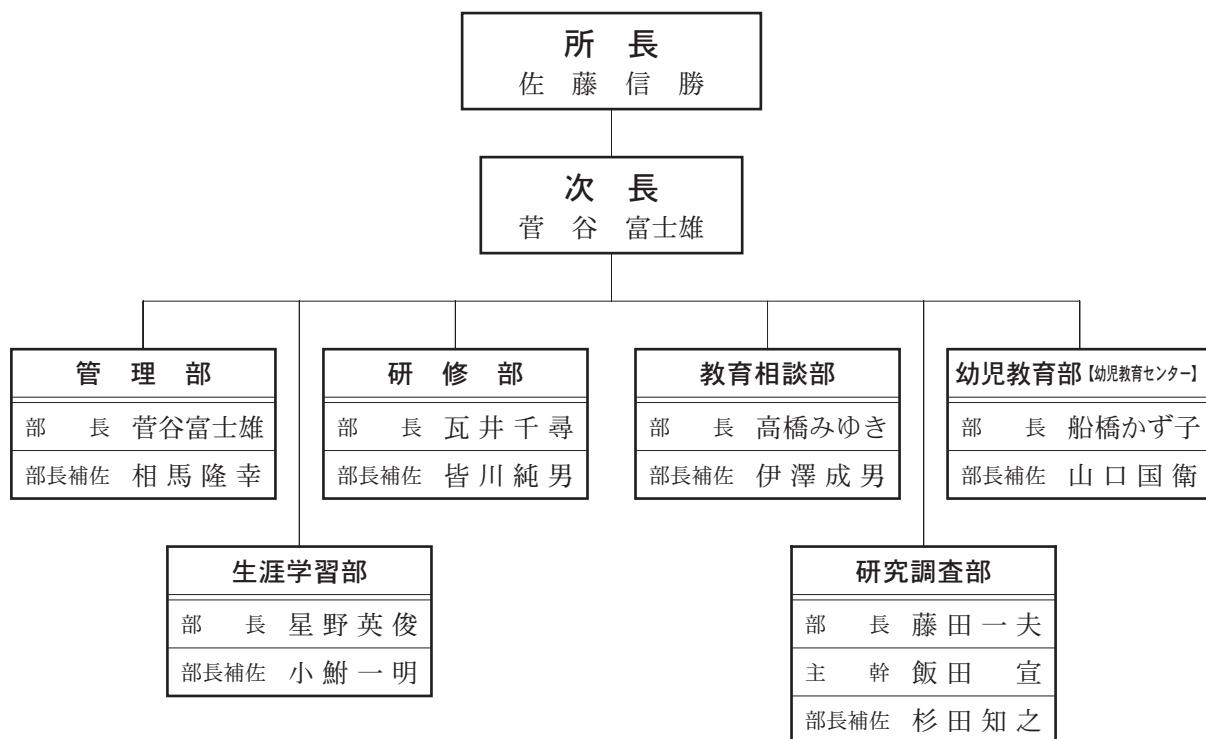
事業名	内容	対象・方法等	備考
第55回全国小中学校作文コンクール栃木県地方コンクール	児童・生徒の言語思考力の養成を図るとともに、作文力の向上を期するため作文コンクールを実施する。	小学校及び中学校の児童・生徒	
高円宮杯第57回全日本中学校英語弁論大会栃木県大会	国際性豊かな青少年を育てるために、国際語である英語を熟達させるとともに、広くその普及を図り、日本文化の発展並びに国際親善に寄与することを目的として、英語による弁論大会を行う。	中学校の生徒	
第18回栃木県自作視聴覚教材コンクール	視聴覚教育の振興を図るため、社会教育・学校教育用教材として自ら制作した作品（ビデオテープ・DVD）を募集し、優れた作品に対し表彰を行う。	映像作品の制作を職業としない個人及びグループ等	
平成17年度外国語指導助手中間期研修会	「語学招致を行う外国青年招致事業」による招致外国青年のうち、中学校・高等学校において語学指導に従事する者に対し、一層効果的な語学指導ができるよう必要な知識・指導技術等を習得させるとともに、外国語教育に係わる諸問題について研究協議を行い、もって我が国の外国語教育の充実に資する。	外国語指導助手 中学校・高等学校の日本人外国語担当教員 外国語担当指導主事等	
平成17年度栃木県教育研究発表大会	県内各教育機関における幼児教育・学校教育及び生涯学習に関する実践研究の成果を広く公開し、その理解と普及を図り、本県教育の充実、向上と生涯学習の振興に資する。	幼稚園・保育所教職員 小学校・中学校及び県立学校教員 一般県民	
平成17年度総合教育センター開放事業「学びの杜の夏休み」	子どもの体験活動を支援するとともに保護者をはじめ大人の教育力を高めるために、総合教育センターの施設開放による自主的体験活動の実施及び支援をする。	幼児～高校生を中心とする子ども・保護者等	

5 職員等一覧

平成17年4月1日

部	職名	氏名	部	職名	氏名
管理部	所長	佐藤信勝	研究調査部	部長	藤田一夫
	次長兼部長	菅谷富士雄		主幹	飯田宣
	部長補佐	相馬隆幸		部長補佐	杉田知之
	副主幹	大藤常三		副主幹	大綱信祥
	係長	高橋久男		"	高山芳樹
	主査	伊藤享子		"	小森祥一
	"	金原美智代		"	小口公正
	主任	村井みちよ		指導主事	矢口真一
	主任	杉原篤		"	吉澤正光
	技査	腰塚政美		"	小川浩昭
生涯学習部	臨時補助員	阿久津律子		"	羽山潔
	部長	星野英俊		"	吉川孝昭
	部長補佐	小鮎一明		"	小川順子
	副主幹	船山光隆		"	宮井由美
	"	大出忠央		"	後藤浩明
	社会教育主任	林博子		主任	八木沢亜由美
	"	鈴木惠治		"	片柳修一
	"	近藤正	教育相談部	部長	高橋みゆき
	"	水沼誠		部長補佐	伊澤成男
	研修研究調査員	内川侑子		副主幹	加藤泰男
研修部	"	本田桂子		"	青木智子
	生涯学習相談員	綱川信一		"	上野光一
	"	加藤淑江		"	赤上純子
	部長	瓦井千尋		指導主事	潮田裕子
	部長補佐	皆川純男		"	中田誠
	副主幹	杉山正明		"	梅澤圭子
	"	佐野宏夫		"	松本美智代
	"	小林武		研修研究調査員	石井智子
	"	田上富男		臨時補助員	大寺香織
	"	日向野勝	幼児教育部	部長	船橋かず子
研修部	"	松本良雄		部長補佐	山口国衛
	"	江連昌宏		副主幹	田渕光与
	"	阿部悦子		指導主事	永井弘美
	指導主事	阿久津浩		"	鈴木智恵
	"	中山觀		顧問	井上初代
	"	植木淳		幼児教育専門員	廣瀬道子
	"	寺田滋		"	小堀泉
	"	名塚久貴	研修研究専門員	指導専門員	人見孝史
生涯学習部	"	山野井義和		"	小林哲夫
	"	根本いづ美		"	小林幸正
	"	若林直行		研究専門員	鈴木孝明

6 事務分掌



管 理 部
公印の保管
文書管理
所内の連絡調整
服務
前渡金・国費
財産・物品の管理
収入・調定
施設の使用許可
行政事務嘱託員・臨時補助員
予算・決算
支出・経理
委託業務
施設設備の維持管理
使用料及び賃借料等の支出
文書の收受・発送及び保管
給与及び福利厚生
公用車の管理

生涯学習部	研修部
研修 女性教育指導者研修 家庭教育オピニオンリーダー 研修 生涯学習ボランティアコーディネートセミナー 生涯学習ボランティア活動交流会 青少年地域リーダーセミナー 情報モラル指導者研修 生涯学習推進初任者研修 生涯学習推進セミナー 地域教育支援コース 特色ある学校づくり支援コース 人権教育指導者専門研修 社会教育主事等実践フォーラム ビデオ教材制作研修 16 ^歳 映写機技術指導者研修	研修 基本研修 初任者（小・中） 初任者（県立） 新規採用養護教員 新規採用学校栄養職員 新規採用事務職員（小・中） 教職5年目（小・中） 教職5年目（県立） 養護教員5年目 事務職員5年目（小・中） 教職10年目（小・中） 教職10年目（県立） 養護教員10年目 学校栄養職員10年目 事務職員10年目（小・中） 新任係長級学校栄養職員 新任事務長（小・中） 教職20年目（小・中） 教職20年目（県立）
調査研究 学校支援ボランティアに関する調査研究	専門研修1 ア 新任免許外教科担任（中） 産業教育基礎技術（農、工、商、家） 理科・基礎実験（高） 情報教育推進者（小・中） 情報教育推進者（県立） 普通教科「情報」I（県立） 普通教科「情報」II（県立） 小学校英語活動推進者養成研修（小） 英語教員 教育政策（小・中） 教育政策（県立）
学習機会の提供 とちぎ県民カレッジ ライフアップセミナー 「県民の日」関連事業 子どもメディアフォーラム「インターネット子ども教室」	専門研修1 イ 校長（トップセミナー）（小・中） 新任校長（小・中） 学校経営（小・中） 新任教頭（小・中） 校長（県立） 新任校長（県立） 学校経営（県立） 新任教頭（県立） 新任教務主任（小・中） 学習指導主任（小・中） 新任進路指導主事（中） 新任教務主任（県立） 新任学年主任（高） 新任学習指導主任（県立） 新任生徒指導主事（県立） 新任進路指導主事（県立） 人権教育
図書資料室 図書・教育資料の収集、提供、 レファレンス 統計	専門研修2 学校図書館（小・中） 理科実験指導（小） 環境教育（小・中・県立） 産業教育専門（農・工・商・家） 情報教育（教材作成基礎） 情報教育（教材作成応用） ネットワーク研修 実習助手 学校図書館（県立） 教科自主（県立）
学習情報センター 学習情報センターの運営 学習情報提供システム 情報収集・提供、相談・照会 統 計	専門研修3 土曜開放講座 教職員サマーセミナー S P Pによる教員研修
生涯学習ボランティアセンター ボランティアセンターの運営 情報収集・提供、相談・照会 統 計 ボランティアセンター一日出張相談	通所研修・特別通所研修
視聴覚センター 視聴覚センターの管理・運営 広報用リーフレットの作成 自作視聴覚教材コンクール 視聴覚教育連盟事務局の運営 事務局の運営・研修講座等	教育充実振興 理科研究展覧会並びに発表会 作文コンクール
支 援 市町村・団体等の支援 センターボランティアの支援 メディアボランティアの支援	

研究調査部	教育相談部
<p>調査研究</p> <p>未来を担う子どもの心を育てる調査研究</p> <p>栃木の子どもの学力向上を図る授業改善の在り方に関する調査研究</p> <p>高等学校における教科指導の充実に関する調査研究</p> <p>総合的な学習の時間のカリキュラムに関する調査研究</p> <p>中高連携を図るキャリア教育の推進に関する調査研究</p> <p>学校経営の在り方に関する調査研究</p> <p>授業実践力向上の支援システムに関する調査研究－教育情報（教材キット）の作成と活用－</p> <p>情報通信ネットワークを活用した学習教材提供システムの開発とその活用の調査研究</p> <p>情報教育推進のための校内研修カリキュラム及び研修教材の開発に関する調査研究</p> <p>インターネットを用いた在校、在宅での教員研修のコンテンツ開発に関する調査研究</p> <p>教育に関する各種統計調査</p> <p>学校支援等</p> <p>カリキュラムセンター</p> <p>研修</p> <p>長期研修</p> <p>教育充実振興</p> <p>児童生徒発明工夫展覧会</p> <p>日本学生科学賞栃木県展覧会</p> <p>高円宮杯英語弁論大会</p> <p>栃木県教育研究発表大会</p> <p>栃木県教育研究所連絡協議会</p> <p>関東地区教育研究所連盟</p> <p>都道府県指定都市教育センター所長協議会</p> <p>国立教育政策研究所</p> <p>全国教育研究所連盟</p> <p>全国情報処理教育センター指導者協議会</p>	<p>研修</p> <p>専門研修 1 ア 障害児教育新任担当教員（小・中） 特別支援教育コーディネーター 地域特別支援教育推進者 自閉症教育推進者 職業教育推進者 盲・聾・養護学校新任教員</p> <p>専門研修 2 イ 学校経営</p> <p>専門研修 2 学校教育相談基礎（県立） 学校教育相談実践 I 学校教育相談実践 II 学校教育相談実践 III 学校教育相談専門 L D、ADHD、高機能自閉症のある子どもの教育支援 自閉症のある子どもの教育支援 障害の重い子どもの教育支援 自立活動 1（見ること） 自立活動 2（からだの動き） 田中ビニー知能検査実技 W I S C - III 実技 K - A B C 実技</p> <p>調査研究</p> <p>知的障害養護学校における自閉症児の指導内容・方法等の在り方に関する調査研究</p> <p>盲学校のセンター的機能の充実に関する調査研究</p> <p>教育相談</p> <p>一般教育相談 肢体不自由・病弱・重複 視覚・聴覚・言語障害 知的・情緒・学習障害等 障害児巡回教育相談 長期研修（内地留学）</p>

幼児教育部
<p>研修</p> <p>専門研修 1 ア 幼稚園・保育所・小学校教職員相互職場体験研修 幼児教育センター研修 幼稚園・保育所・小学校教職員合同研修 トップセミナー（園長等管理運営セミナー） 保育研究協議会（教育課程理解推進事業） 特別支援教育研修 家庭教育支援セミナー 幼稚園新規採用教員研修 幼稚園教職10年経験者研修 幼児教育担当指導主事研修会</p> <p>情報提供</p> <p>ビデオライブラリー・専門書の整備 ホームページの作成・更新 教職員交流コーナー（保育サロン）の運営 国公立幼稚園代表者会議</p>

7 予 算 概 要 (平成17年度当初予算額一覧表)

(単位 : 千円)

事 業 名	平成16年度 予 算 額 A	平成17年度 予 算 額 B	対 前 年 比 $B \div A \times 100$	備 考
総合教育センター運営費	192,538	189,941	98.7%	
総合教育センター運営費	181,162	179,140	98.9%	
カリキュラムセンター運営費	1,341	1,216	90.7%	
情報システム運営費	8,345	7,982	95.7%	
情報教育推進事業費	1,690	1,603	94.9%	
総合教育センター事業費	48,078	42,191	87.8%	
初任者研修事業費	16,428	13,188	80.3%	
教職員研修費	16,560	16,733	101.0%	
新規採用養護教員・学校栄養職員研修費	275	316	114.9%	
調査研究費	9,207	7,197	78.2%	
教育相談事業費	1,436	1,317	91.7%	
教育充実振興費	4,172	3,440	82.5%	
教育調査統計費	2,872	2,949	102.7%	
事務局運営（営繕）費		36,981		外壁補修費
総 務 課 計	243,488	235,081	96.5%	(外壁補修費除く)
幼児教育センター事業費	5,355	4,743	88.6%	学校教育課
指導者研修費	1,494	1,485	99.4%	
総合教育センター生涯学習研修費	1,494	1,485	99.4%	
生涯学習振興事業費	40,063	31,404	78.4%	
家庭教育事業費	19,160	19,589	102.2%	
生涯学習ボランティア活動促進事業費	652	1,546	237.1%	
とちぎ県民カレッジ推進事業費	18,057	9,690	53.7%	
情報活用能力向上事業費	270	165	61.1%	
視聴覚教育費	616	414	67.2%	
奉仕活動体験活動推進事業費	1,308		0.0%	生涯学習ボランティア活動促進事業に統合
生涯学習情報提供システム整備事業費	3,184	3,073	96.5%	
生涯学習情報提供システム運営費	3,184	3,073	96.5%	
生 涯 学 習 課 計	44,741	35,962	80.4%	
環境学習推進事業費	482	315	65.4%	環境政策課
合 计	294,066	276,101	93.9%	(外壁補修費除く)
総 合 计	294,066	313,082	106.5%	(外壁補修費含む)

8 施設の概要

○機能

- ・生涯学習推進機能
- ・教職員研修機能
- ・教育課題に対応する調査研究機能
- ・障害児教育及び教育相談機能
- ・教育情報の収集・提供機能
- ・教育研究団体に対する研究の援助、教育の充実振興機能
- ・幼児教育行政の中核的な施設としての機能

○規模

・敷地面積 57,585m² (管理研修棟側31,827m² グラウンド側25,758m²)

・建物の概要

◇管理研修棟

構 造／鉄筋コンクリート造り (一部鉄骨鉄筋コンクリート造り)

地下1階地上4階建て

建築面積／5,224.07m²

延べ床面積／14,046.9m²

内訳 管理研修棟 9,218.65m² (地下1階地上4階建)

実験研修棟 2,810.90m² (地上3階建)

教育相談棟 2,017.35m² (地上2階建)

◇体育館

構 造／鉄骨造り (一部鉄骨コンクリート造り) 平屋建 (一部2階建)

建築面積／1,192.12m²

延べ床面積／1,539.25m²

◇陶芸室・温室 延べ床面積／62.29m²

◇その他の施設

多目的グラウンド、自然観察園

駐車場／研修用400台 (臨時駐車場合む) 相談者用25台

○整備事業費総額 6,469,900千円

9 主な施設・設備

管理研修棟



管理研修棟全景



エントランスホール



408研修室



大講義室



学習情報センター
栃木県視聴覚ライブラリー
生涯学習ボランティアセンター



幼児教育センター



パソコン室



談話喫茶コーナー



図書資料室

実験実習棟



電機精密測定室



CAD室



化学実験室



音楽室

教育相談棟



運動機能訓練室

スポーツゾーン



グラウンドと体育館



体育館内部

栃木県総合教育センター案内

◆所在地 〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町1070番地

◆ 電話案内 宇都宮局 028

管 理 部	☎665-7200 FAX 7217	生 涯 学 習 部	☎665-7206 FAX 7219
研 修 部	☎665-7202 FAX 7218	学習情報センター	☎665-7207 FAX 7219
研 究 調 査 部	☎665-7204 FAX 7303	生涯学習ボランティアセンター	☎665-7207 FAX 7219
教 育 相 談 部	☎665-7210・7211	情 報 教 育 室	☎665-7208
幼 児 教 育 部	☎665-7215 FAX 7216	(カリキュラムセンター)	
(幼児教育センター)		教 育 経 営 研 究 室	☎665-7209

◆ ホームページ案内

栃木県総合教育センターホームページ

<http://www.tochigi-c.ed.jp/>

とちぎレインボーネット（栃木県学習情報提供システム）

<http://rainbow-net.pref.tochigi.jp/>

幼児教育センターホームページ

<http://www.tochigi-c.ed.jp/youji/>

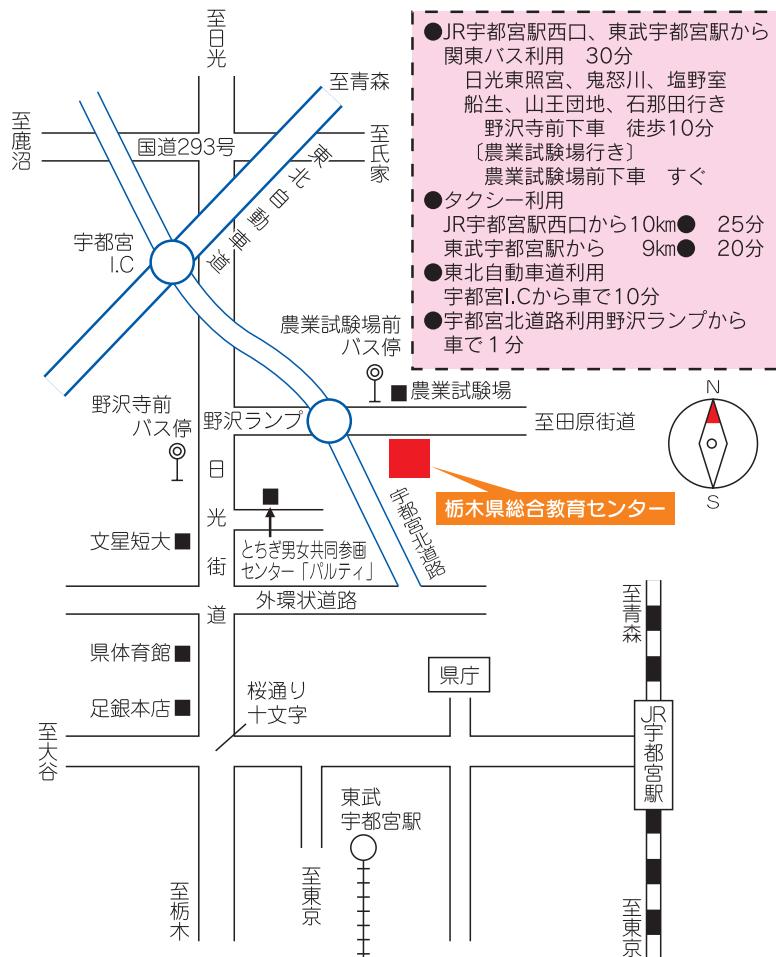
◆ 利用案内 (利用できる日)

教育相談……月～金曜日

生涯学習…………火曜日～日曜日、第3日曜日の翌月曜日

休所日……第3日曜日、国民の祝日、年末・年始（12月28日～1月4日）

◆ 交通案内





R100
古紙配合率100%を使用しています